

# 広告運用サポート 業務委託契約書

株式会社黒澤工務店（以下「甲」という）と末武修平（以下「乙」という）は、以下のとおり業務委託契約（以下「本契約」という）を締結する。

## 第1条（目的）

本契約は、甲のWeb広告運用の効果改善およびPDCA体制の構築を目的として、乙が甲に対し広告運用サポート業務を提供することについて定める。

## 第2条（業務内容）

乙は、甲に対し以下の業務（以下「本業務」という）を提供する。

- 1 広告効果測定体制の構築（Google広告・Yahoo広告のコンバージョン測定設定、Google Analytics等の分析環境整備）
- 2 広告パフォーマンスの分析・レポート（月次での広告効果分析、改善提案の提示）
- 3 PDCA体制の構築支援（広告運用のPDCAサイクル確立、担当者へのノウハウ共有）
- 4 広告運用に関する助言・相談対応（広告戦略に関するアドバイス、随時の質問・相談への対応）
- 5 その他、上記に付隨する業務

なお、広告出稿費用（媒体費）は本契約の報酬に含まれず、甲が別途負担する。

## 第3条（契約期間）

- 1 本契約の有効期間は、2025年12月1日から2026年2月28日まで（3ヶ月間）とする。
- 2 契約期間満了の1ヶ月前までに甲または乙から書面による終了の申し出がない場合、本契約は同一条件で1ヶ月間自動更新されるものとし、以後も同様とする。

## 第4条（報酬）

- 1 甲は、本業務の対価として、乙に対し月額77,000円（税別）を支払う。
- 2 消費税は別途加算する。

## 第5条（支払条件）

- 1 乙は、毎月20日締めて当月分の請求書を甲に発行する。
- 2 甲は、請求書受領後、翌月15日までに乙の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は甲の負担とする。

## 第6条（業務遂行方法）

- 1 乙は、善良なる管理者の注意をもって本業務を遂行する。

- 2 本業務の遂行場所、時間、方法については、乙の裁量によるものとする。ただし、甲との打ち合わせについては、甲乙協議の上、日程を調整する。
- 3 乙は、本業務の進捗状況について、甲に対し定期的に報告を行う。

## 第7条（広告アカウントの管理）

- 1 甲は、乙が本業務を遂行するために必要な範囲で、甲の広告アカウント（Google広告、Yahoo広告等）へのアクセス権限を乙に付与する。
- 2 乙は、付与されたアクセス権限を本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
- 3 本契約終了時、乙は甲から付与されたアクセス権限を速やかに返還または削除する。

## 第8条（免責事項）

- 1 乙は、本業務において広告運用に関する助言・支援を行うが、広告の効果（問い合わせ数、成約数等）を保証するものではない。
- 2 広告媒体（Google、Yahoo等）の仕様変更、障害、ポリシー変更等に起因する問題について、乙は責任を負わない。

## 第9条（秘密保持）

- 1 甲および乙は、本契約に関連して知り得た相手方の営業上、技術上その他の秘密情報を、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に開示・漏洩してはならない。
- 2 前項の義務は、本契約終了後も3年間存続する。
- 3 ただし、以下の情報は秘密情報に含まれない。
  - イ) 開示時に既に公知であった情報
  - ロ) 開示後、受領者の責によらず公知となった情報
  - ハ) 開示時に既に受領者が保有していた情報
- ニ) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得した情報

## 第10条（中途解約）

- 1 甲または乙は、相手方に対し1ヶ月前までに書面で通知することにより、本契約を中途解約することができる。
- 2 中途解約の場合、甲は解約日までに提供された業務に対応する報酬を乙に支払う。

## 第11条（契約解除）

甲または乙は、相手方が以下の各号のいずれかに該当した場合、催告なく直ちに本契約を解除することができる。

- 1 本契約に違反し、相当期間を定めた催告にもかかわらず是正されないとき
- 2 支払停止または支払不能となったとき

- 3 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申立てがあったとき
- 4 その他、本契約を継続したい重大な事由が生じたとき

## 第12条（損害賠償）

甲または乙は、本契約に違反して相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償する責任を負う。ただし、乙の損害賠償責任は、乙の故意または重過失による場合を除き、本契約に基づき甲から乙に支払われた報酬の総額を上限とする。

## 第13条（反社会的勢力の排除）

甲および乙は、自らが反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋等）に該当しないこと、および将来にわたって該当しないことを表明し、保証する。

## 第14条（協議事項）

本契約に定めのない事項または本契約の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し、解決するものとする。

## 第15条（管轄裁判所）

本契約に関する紛争については、さいたま地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和7年12月1日

甲

住所：埼玉県さいたま市南区根岸5丁目5番15号

株式会社黒澤工務店

代表取締役 黒澤隆哲 印

乙

住所：埼玉県さいたま市緑区東浦和8-2-12

未武修平 印